

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：警察費 項：警察活動費 目：刑事警察費

事業名 遺体保冷库整備費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

警察本部 刑事部 捜査第一課 電話番号：058-271-2424 (内 4111)

E-mail：c18873@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 2,292千円 (前年度予算額：2,292千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	2,292	0	0	0	0	0	0	0	2,292
要求額	2,292	0	0	0	0	0	0	0	2,292
決定額	2,292	0	0	0	0	0	0	0	2,292

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

死因究明の徹底が求められる中、警察の死体取扱件数は2,200～2,500件で推移しており、令和元年中では2,398件の取扱いがあった。

現在、遺体保冷库は15警察署に20台設置、遺体保冷室は1警察署に設置しており、遺体保冷库等の無い警察署にあっては、必要な時は設置警察署に保管委託しており、遺体の搬送業務を煩雑にしているだけでなく、遺族による身元確認や遺体の引取に多大な労力を生じさせることとなっている。

独居高齢者の場合、遺族が遠方に居住しているケースが多く、身元確認から引渡まで多大な時間を要し、また、犯罪死の見逃し絶無を強力に推進していく上で解剖件数の増加も予想されることから、今後、遺体を保冷库で安置する件数・時間が増えると思われる。

よって、県内全ての警察署に遺体保冷库を設置する必要がある。

(2) 事業内容

- ・遺体保冷库の増強整備

身元確認中 (DNA型鑑定中) の遺体や解剖を行う必要がある遺体に

ついて、可能な限り原形を損なうこと無く保管する必要があるため、保冷庫設置の無い警察署に対して遺体保冷庫の整備を行う。

(3) 県負担・補助率の考え方

県内で発生する犯罪等に対する捜査活動及び被害者（遺族）対策の一環であり、県の治安対策に資するものであること、また他の国庫補助対象事業と同様の割合で国庫を充当しており県負担は妥当である。

(4) 類似事業の有無

無し

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
備品購入費	2,292	遺体保冷庫の整備
合計	2,292	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

「清流の国ぎふ」創生総合戦略

Ⅱ-2-(2)-③ 犯罪・交通事故防止の推進

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
客観的証拠に基づく捜査の推進、犯罪死の見逃しの絶無を強力に推進していくため、全警察署に遺体保冷設備を設ける。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 (前々年度末時点)	目標	達成率
遺体保冷庫を有する警察署	7 署 (H26)	12 署 (H29)	13 署 (H30)	14 署 (R 元)	22 署 (R5)	68%
死体取扱体数	(H)	2,503 体 (H29)	2,497 体 (H30)	2,398 体 (R 元)	(H)	%

○指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
令和2年度は、郡上警察署と中津川警察署に遺体保冷庫を1台ずつ整備し、解剖実施までの間又は遺族へ引き渡すまでの間、遺体を適切に保管することができた。

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
解剖又は遺族に引き渡すまでの原形保存が可能となり、犯罪死の見逃し防止、死因究明（事件性の判断を含む）及び良好な遺族感情の確保に努めることができた。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い 	
(評価) ○	解剖や犯罪死の見逃し防止の取組の推進にあたって、遺体を原形のまま保管することは不可欠であり、事業の必要性は高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	遺体保冷庫を整備した警察署では、これまで以上に適切な保管はもとより遺族の心情に配慮した遺体の適切な取扱いができており、効果は認められる。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある 	
(評価) ○	限られた設備を有効に活用するため、適切な維持管理に努めている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 解剖を実施するまでの間、警察署において適切に遺体の保管が行える設備（遺体保冷庫又は遺体保冷室）の整備が不可欠であるが、6警察署には整備が無いため、順次整備を進めていく必要がある。
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 整備した備品を効果的に活用することはもとより、能力を十分に発揮できるよう日頃の維持管理に努め、複数年で整備計画を継続するとともに老朽化した備品の更新を推進する。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由や期待する効果 など	

